

社会体育行事の共催及び後援に関する取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）が社会体育関係行事を共催し又は後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、講習会、競技会等の集会又は催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(審査基準)

第3条 共催し又は後援する行事は、次の各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 主催者についての基準

- ア 国又は地方公共団体が主催するもの
- イ 県体協加盟団体が主催するもの
- ウ 産業経済団体、社会事業団体、文化事業団体、行政関連団体等公共的団体又はこれに準ずる団体が主催するもの

(2) 行事内容についての基準

- ア 行事の内容が明らかにスポーツの普及・振興及び競技力の向上に寄与するものであって、公益性が認められ、かつ営利を目的としないものであること。
- イ 政治活動、宗教活動等と認められないものであること。
- ウ 行事の範囲が、県郡市等規模以上にわたるものであること。

(3) その他の基準

- ア 主催者の存在が明確であること。
- イ 行事計画が明確で、主催者の行事遂行能力が充分であると判断されるものであること。
- ウ 行事関係者が、社会的信用のある者であること。
- エ 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- オ 入場料、参加料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について充分配慮がなされており、いやしくも営利事業的なものでないこと。
- カ 過去に共催し又は後援した者にあつては、承認の条件を履行しているものであること。

(手 続)

第4条 共催又は後援を申請しようとする者は、行事(大会)共催・後援承認申請書(様式1)を原則として行事の開催前20日までに、県スポ協へ提出するものとする。

- 2 共催又は後援の取り消しをしようとするときは、理由を明記した文書で行わなければならない。
- 3 共催又は後援の承認を受けた者は、行事終了後1ヶ月以内に、行事(大会)共催・後援実施報告書(様式2)を提出しなければならない。

〈附 則〉

- 1 この制度は、平成11年8月17日に、制定する。
- 2 平成22年3月5日一部改定
- 3 平成24年4月1日一部改定
- 4 平成31年4月1日一部改定